



令和3年 (2021年) 9月27日(月)

No. 15502 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆ドイツにおける特許権行使のトレンド(6)
ードイツ特許法の改正・UPCスタートへ・SEP訴訟の動向ー(1)

ドイツにおける特許権行使のトレンド(6)

ードイツ特許法の改正・UPCスタートへ・SEP訴訟の動向ー

ホフマンアイトレ特許法律事務所
ドイツ弁護士 眞峯 伸哉

ドイツ・欧州の特許訴訟制度が変革期に入った。
今年8月18日、ドイツ特許法の改正法が施行された。無効訴訟の迅速化と営業秘密保護の強化によって、訴訟大国ドイツにおける特許訴訟の利便性を高めようとするものである(以下I)。

また、今年8月13日、統一特許裁判所(UPC)協定の批准法がドイツで施行され、EUにおける一本化した特許訴訟手続に向けてまた大きな一歩を踏み

出した。そのため、UPC制度が2022年夏にスタートする可能性が現実的なものとなっている(以下II)。

さらに、標準必須特許(SEP)の権利行使との関係で欧州司法裁判所(EUCJ)がHuawei v ZTE事件で定立し規範につき、ドイツ連邦最高裁判所(BGH)が2020年にSisvel v Haier I・II事件で初めて判決を言い渡した。実施者側に厳格な対応を求めたBGH判決とその規範を適用する下級審判決の動向を概覧する(以

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所各員教授 有川博 著
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

2020



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <https://www.gov-book.or.jp>